

山口県報

平成26年
3月31日
(月曜日)

目次

規則
山口県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課)……………一
山口県職員被服等賞与規則の一部を改正する規則(人事課)……………二
知事が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則(学事文書課)……………二
訓令
山口県公印規程の一部を改正する訓令(学事文書課)……………三
基準点測量成果の写しの保管等に関する取扱規程の一部を改正する訓令(地域政策課)……………三
山口県都市計画推進協議会規程の一部を改正する訓令(都市計画課)……………四
告示
山口県不動産鑑定業者登録簿閲覧所の設置に関する告示の一部改正(地域政策課)……………四
基準点測量成果の写しの閲覧に関する規程の一部改正(地域政策課)……………四



山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十五号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項第九号中口を削り、八を口とし、二からトまでを八からへまでとし、同条第五項第六号イ中「第二十三条」を「第二十二条」に改め、同号口中「第二十四条」を「第二十三条」に改め、同号八中「第二十三条」を「第二十二条」に改め、同号水中「本人の保護者」を「現に本人の保護の任に当たっている者」に改め、同号ソ中「家族等」の下に「その他の関係者」を加える。

第三十二条の二第一号イ中「第三十三条の四第五項」を「第三十三条の七第五項」に改め、同号二中「保護者」を「家族等」に改める。

第三十三条第一号イ及び口中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同号八中「受給者証」を「入所受給者証」に改め、同号二中「施設給付決定」を「入所給付決定」に改め、同号水中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同号へ及びトを次のように改める。

へ 法第二十四条の十九第一項の規定に基づき、指定障害児入所施設等に関し必要な情報の提供を行い、その利用に関し相談に応じ、及び助言を行うこと。

ト 法第二十四条の十九第二項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の利用についてあつせん又は調整及び要請を行うこと。

第三十三条第一号オを同号コとし、同号ノ中「第三十四条」を「第三十三条」に改め、同号中ノをフとし、フの前に次のように加える。

ケ 法第五十六条第八項の規定に基づき、本人又はその扶養義務者の収入の状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めらるること。

第三十三条第一号ムからオまでを削り、同号ラ中「ナ」を「ヤ」に改め、同号ヲを同号マとし、同号ナ中「第三十一条第五項、第六十三條の二第三項又は第六十三條の三第二項」を「第三十一条第四項」に改め、同号中ナをヤとし、ソからネまでをノからクまでとし、ノの前に次のように加える。

中 法第三十三条の六第二項の規定に基づき、義務教育終了児童等であつて児童自立生活援助の実施を希望するもの等からの申込書の提出を受けること。

第三十三条第一号中レをウとし、タをムとし、ムの前に次のように加える。

ラ 法第三十一条第三項の規定に基づき、障害児入所施設に入所し、又は委託により指定医療機関に入院した児童について在所期間の延長を行い、委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更すること。

第三十三条第一号ヨ中「若しくは第三項又は第六十三條の二第一項若しくは第二項」を削り、同号中ヨをナとし、カをネとし、同号ワ中「従事する」を「従業する」に改め、同号中ワをツとし、ツの前に次のように加える。

ヨ 法第二十八条第二項ただし書の規定に基づき、同条第一項第一号及び第二号ただし書の規定による措置の期間を更新すること。

タ 法第二十八条第三項の規定に基づき、同条第一項第一号及び第二号ただし書の規定による措置の期間を延長すること。

レ 法第二十八条第四項の規定に基づき、家庭裁判所に対し、報告をし、意見を述べ、又は資料を提出すること。

ソ 法第二十八条第五項の規定に基づき、家庭裁判所からの勧告を受けること。
第三十三条第一号ヲを同号力とし、同号ル中「第三十三条」の下に、「法第三十三条の二」を加え、同号中ルをフとし、フの前に次のように加える。

ヨ 法第二十七条の二第一項の規定に基づき、少年法第二十四条第一項又は第二十六条の四第一項の規定により同法第二十四条第一項第二号の保護処分を受けた児童を児童自立支援施設又は児童養護施設に入所させること。

第三十三条第一号又中「指定」を「指示」に改め、同号中又をルとし、リを又とし、チをリとし、トの次に次のように加える。

チ 法第二十四条の二十四第一項の規定に基づき、障害児入所給付費等を支給することを決定すること。

第三十三条第二号ロ中「第八条の二第二項」の下に、「(法第九条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同号ハ中「(法第九条の二第二項において準用する場合を含む。)」を削り、同号中リをヲとし、チをルとし、トの次に次のように加える。

チ 法第九条の三第三項の規定に基づき、裁判官に対し、資料を提出すること。
リ 法第九条の三第四項の規定に基づき、許可状の交付を受けること。
又 法第九条の三第五項の規定に基づき、許可状を所属職員に交付すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三十一条第五項第六号及び第三十二条の二第一号の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十六号

山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則

山口県職員被服等貸与規則(昭和四十六年山口県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の5の2の項を削り、同表6の項中「謄写用画紙(謄写用紙)」を「謄写用画紙(複製用紙)」に改め、同項の次に次のように加える。

6 の 2	総合企画部広報広聴課に勤務する職員で外来者の応接の業務に従事するもの(女)	制 服(上)	3年	3年
		々 (下)		

別表第一の23の項中「~~山口労働部商政課~~」を「~~山口労働部商政課~~」に改め、同表26の項中「~~謄写用紙~~」を「~~謄写用紙~~」に改める。
別表第一中「~~山口労働部商政課~~」を「~~山口労働部商政課~~」に改める。

附 則

(施行期日)
1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)
2 この規則の施行の際現に改正前の山口県職員被服等貸与規則(以下、改正前の規則)という。)の規定により職員に貸与されている被服等は、改正後の山口県職員被服等貸与規則(以下、改正後の規則)という。)の相当規定により貸与されたものとみなす。この場合において、改正前の規則の規定により職員に貸与されていた被服等の貸与期間を改正後の規則の規定により職員に貸与されたものとみなされる被服等の貸与期間に通算する。

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十七号

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十四年山口県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表採石業務管理者試験の成績の項及び砂利採取業務主任者試験の成績の項中「商工労働部新産業振興課」を「商工労働部商政課」に改め、同表林業架線作業主任者講習修了試験の成績の項及び地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習修了試験の成績の項を削る。

山口県訓令第4号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

山口県都市計画推進協議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県都市計画推進協議会規程の一部を改正する訓令

山口県都市計画推進協議会規程（昭和四十四年山口県訓令第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二総合企画部の項中「統計分析課長 地域政策課長」を「統計分析課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。



山口県告示第三百十号

山口県不動産鑑定業者登録簿閲覧所の設置に関する告示（昭和四十一年山口県告示第五百十号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

「山口県総合企画部地域政策課内」を「山口県総合企画部政策企画課内」に改める。

山口県告示第三百一十一号

基準点測量成果の写しの閲覧に関する規程（平成元年山口県告示第六百五十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

第一条中「総合企画部地域政策課」を「総合企画部政策企画課」に改める。
附 則
この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。